

令和7年8月

定例教育委員会会議

会 議 録

令和7年8月28日開催

会 議 録

開催日時		令和7年8月28日(木) 午後7時00分 開会 午後8時08分 閉会	
場 所		旭川市教育委員会 教育委員会室	
出席者	教 育 長 及 び 委 員	教育長 野崎 幸宏、 <small>教育長職務代理者</small> 伊東 義晃、委 員 近藤 美保 委 員 山崎 與吉、委 員 坂田 葉子	
	事 務 局 説 明 員	学校教育部長 坂本 考生 社会教育部長 田村 司 学校教育部主幹 田村 貴史 社会教育部次長 登野 千夏 学務課長 江渕 賢一 社会教育部次長 松野郷正文 教職員課長 山下 聡司 文化振興課長 坂本 剛 教育指導課長 工藤 秀敏 文化ホール担当課長 吉川 泰美 学校保健課長 池田 満則 教育政策課主幹 矢野 敬	
		事 務 局 職 員	教育政策課主査 篠原 広光 教育政策課主査 朝倉 裕幸
			傍 聴 者
公開・非公開の別		一部非公開	
会 議 次 第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について</li> <li>・議案第2号 令和8年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について</li> <li>・議案第4号 令和7年度旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について</li> <li>・議案第5号 旭川市音楽堂等運営協議会委員の委嘱について</li> <li>・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旭川市議会令和7年第2回定例会の報告について</li> <li>(2) 旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について</li> <li>(3) いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について</li> <li>(4) 旭川市東旭川学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について</li> <li>(5) 令和7年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について</li> <li>(6) 第5次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について</li> <li>(7) 令和7年度全国学力・学習状況調査結果について</li> </ol> </li> </ol>	

- |  |       |
|--|-------|
|  | 6 その他 |
|  | 7 閉会  |

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和7年8月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は伊東委員、坂田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和6年9月定例会、10月定例会、11月定例会、12月定例会、令和7年1月定例会、2月定例会、3月定例会、4月定例会、5月定例会、6月定例会及び7月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、これら11回の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審議事項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>お手元に配付されております公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、最初に、付議事項としておりました議案第3号「令和8年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」ですが、本会議開催までに北海道教育委員会において学校教育法附則第9条に規定する一般図書の採択がなされなかったことから、本議案は取下げとさせていただきます、今後の対応については後ほど御説明させていただきます。また、議案第1号、議案第2号、議案第4号及び議案第5号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項(3)、報告事項(5)及び報告事項(7)は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会としたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号、議案第2号、議案第4号及び議案第5号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項(3)、報告事項(5)及び報告事項(7)は、秘密会といたします。</p> <p>また、議案第4号及び議案第5号、報告第1号から報告第3号まで、報告事項(5)及び報告事項(7)は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号から報告第4号は、会議録には概要を</p>

<p>教 育 長 学 校 教 育 部 長</p>	<p>記載することといたします。</p> <p>《 報告事項 》</p> <p>それでは、報告事項に入ります。報告事項（１）「旭川市議会令和７年第２回定例会の報告について」、報告願います。</p> <p>会期は、令和７年６月１２日から６月２６日までの通算１５日間で、学校教育部に係る議案及び関連する議案は、令和７年度旭川市一般会計補正予算（議案第１号）、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議案第５号）、財産の取得について（学習者用コンピュータ等の購入）（議案第２０号）、契約の締結について（千代田小学校グラウンド整備工事）（議案第２７号）、（永山西小学校プール改築工事）（議案第２８号）でした。最初に、令和７年６月１０日に開催された子育て文教常任委員会において、日本共産党の中村委員から、いじめの把握のためのアンケート調査について質問があり、いじめの早期発見・早期対応につながる重要な取組であることを説明しました。次に、６月１７日から１９日までの３日間 一般質問が行われ、７人から質問を受けました。自民党・市民会議の佐藤議員から、不登校について質問があり、令和６年度において、自分の教室以外の場所で個別支援を受けた児童生徒が７００人を超える現状やどの学校においても教員配置に余裕はなく、日頃の関りが少ない教員の対応が多くなるといった課題に加え、今年度から永山南中学校と緑ヶ丘中学校に校内教育支援センターを設置し、そこに専属の支援員を常駐することで、子ども達一人一人の状況に応じた計画的な支援について説明しました。次に、公明党の皆川議員から、ＡＥＤを誰もがためらわず使用できる環境整備について質問があり、各学校に対して、学校長を管理責任者にすること、管理や利用に適した場所に設置すること、日常点検を行い使用可能な状態にしておくことを通知していることを説明しました。次に、自民党・市民会議の沼崎議員から、性教育について質問があり、国際セクシュアリティ教育ガイダンスを踏まえ、児童生徒が性に関する正しい知識を習得し、人権を尊重した態度を身に付けることが必要であるとの考えから、令和７年３月に性に関する指導資料を作成したことを説明しました。次に、民主・市民連合の金谷議員から、新町小学校区から中央中学校への通学手段の確保について質問があり、バス事業者と協議を重ねる中で、中央中学校付近を運行する既存路線において、新たな停留所設置が可能との提案を受けたため、設置予定地近隣の地権者との調整や、道路占有手続きの確認を行いながら、現在は設置時期や費用について協議している状況について説明しました。次に、民主・市民連合の上野議員から、旭川市いじめ防止等対策委員会委員報酬の条例改正の概要等について質問があり、いじめ防止等対策委員会によるいじめの重大事態調査については、聴き取りや報告書の執筆など、高い専門性が求められることから、これらの職務に対する報酬については、会議等に適用するに日額とは別に時間額を設定することについて説明しました。</p> <p>社会教育部長 社会教育部関係部分について御報告を申し上げます。６月１７日から１９日に行われた一般質問におきまして、日本共産党の石川厚子議員、民主市</p>
------------------------------	--

	<p>民連合の金谷議員から質問がありました。日本共産党の石川議員からは、市長の政治姿勢についての質問の中で前回市長選の公約である家庭教育支援推進条例について、今も制定するつもりかとの質問があり、市長からは、条例の制定は慎重に議論を進める必要があるが、家庭教育の支援は国の教育振興基本計画や本市教育大綱に施策として位置づけられていることから、引き続きこうした施策の推進に取り組むとしていることを説明しました。民主市民連合の金谷議員からは、新文化ホールの整備に関しまして意見交換会への成果や、和室、茶室の整備、新たな利用料金の検討のほか事業手法の決定時期やスケジュールと今後の進め方についての質問があり、3回行われました意見交換会では、合計で95名の参加がありその中では、施設の機能や規模、在り方に関わる意見や、事業運営や使用料、予約方法などの管理運営に関する意見等、さらに、日本伝統文化への継承につながるよう可能な場所の整備についての意見などがあつたことを説明いたしました。またスケジュール等につきましては、今年度内に基本計画の策定を行いながら検討の熟度に応じてPFI導入の簡易検討などを行い事業所の決定をしていくことや、現時点では、施設開設までの具体的な時期を示すことができないけれども、今後も市民の意見を伺いながらできるだけ早期の開設となるよう事業を進めると説明しています。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>
<p>学 校 教 育 部 長</p>	<p>それでは、報告事項（1）「旭川市議会令和7年第2回定例会の報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（2）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」、報告願います。 令和7年7月23日に開催されました子育て文教常任委員会において、日本共産党の中村委員から、小中学校の通学支援について質問があり、国が示す、遠距離通学費や学校間移送費に係る補助金の取扱いに準拠し、学校教育の一環として行われるものを対象として支援していることを説明しました。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>
<p>学 校 保 健 課 長</p>	<p>それでは、報告事項（2）「旭川市議会子育て文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（4）「旭川市東旭川学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について」、報告願います。 本プロポーザルの実施につきましては、5月の教育委員会会議で御報告させていただいたところですが、この度、受託候補者の特定に至りましたので、これまでの経過について、御報告いたします。 この度、受託候補者として特定した事業者は、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」です。本年6月9日に、参加事業者の公募を開始し、6月29日の給食センターでの現地説明会を経て、8月7日に開催した審査会では、適切かつ円滑な業務履行を判断するため、応募のあつた5つの事業者から、「企業理念と業務実績」「業務実施体制」「衛生管理体制」「危機管理体制」「業務準備と研修計画」以上5項目についてプレゼンテーション</p>

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>を受け、6名の審査委員によるヒアリングにより審査を行いました。この結果、全ての審査項目において水準以上の評価を受け、中でも、従事者に欠員や休暇等が発生した場合の代替確保のバックアップ体制において評価点が最も高かった当該事業者を受託候補者に特定したものです。8月13日には、企画提案のあった全ての事業者に対して審査結果を通知しており、現在、受託候補者と業務の仕様内容の詳細について協議を進めており、今後、委託契約を締結し令和8年4月からの円滑な事業実施に向け、業務引継ぎなどを進めてまいります。</p>
登野社会教育部次長			<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（4）「旭川市東旭川学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルの審査結果について」は、報告を受けたこととします。 次に報告事項（6）「第5次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」、報告をお願いいたします。</p>
			<p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市の子ども読書活動の促進のため平成17年9月に「第1次旭川市子ども読書活動推進計画」、平成22年3月に「第2次計画」、平成27年3月に「第3次計画」、令和3年3月に「第4次計画」を策定し、各種の事業等を進めてまいりましたが、今年度で第4次計画期間が終了しますことから、「第5次旭川市子ども読書活動推進計画」の策定作業に着手しております。これまでに、アンケート調査の実施や各種事業・統計の整理分析を行い、基本的な方向性について検討しております。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>次に、進め方についてですが、関係部局との調整会議による検討・整理と、図書館協議会への諮問と答申を受けた後、計画案を取りまとめ、意見提出手続きの実施などを経て、最終案を作成する予定としております。 今後、作業を進めていく中で、重要な決定を伴う場面におきましては、教育委員会会議で御審議・御決定をいただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
			<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（6）「第5次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
			《 そ の 他 》
教 各 事	育 委 務	長 員 局	<p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
			《 秘 密 会 》
教	育	長	<p>ここからは、秘密会といたします。 議案第1号「令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」に</p>

教育政策課主幹

ついて、説明願います。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年行うこととされており、令和7年4月定例教育員会会議において、実施方法について報告させていただいた後、学校教育部と社会教育部が、それぞれ作業を進めてまいりました。このたび、報告書を作成しましたので、御説明いたします。

まず、学校教育部が担当しました第2期旭川市学校教育基本計画に基づく点検・評価について御説明いたします。第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価手法につきましては、令和5年度の計画改訂時に改めて指標や目標値の見直しを行い、基本施策に対する指標を23項目設定し、事業実績や各種調査結果、児童生徒へのアンケート、学識経験者からの意見等を基に、客観的に検証しました。指標の達成状況につきましては、令和6年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として示し、さらに、「未達成」の指標については、令和5年度の実績値との比較を示しております。第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価結果につきまして、指標の達成状況は、40項目の指標のうち、「達成」が12、「未達成」が28となっており、「未達成」のうち、令和5年度の実績値より向上したものが10、低下したものが18となっております。なお、各取組についての進捗状況や今後の方向性については、具体的に記述しております。この場では、説明を省略させていただきます。

次に、「学識経験者の意見」につきましては、学校教育関係部分については、山中謙司北海道教育大学旭川校准教授より御意見をいただきました。具体的にいくつか申し上げますと、第2期旭川市学校教育基本計画の基本施策1について、全国学力・学習状況調査結果の下位層対策について、全国平均との差分を重視した現状把握に加え、下位層の学習のつまずきの質的分析を市教委が主導して実施すること、また、教員の授業力向上について、今後は校内研修の支援や若手教員の育成に重点を置く必要があり、授業研究のオンライン共有など、現場の力量形成の強化を図ること、基本施策2の取組4について、不登校支援については、不登校の背景が多様化する中、学校を中核とした支援体制の構築だけでは限界があるため、家庭との信頼関係づくり、学びの多様な場の検討も視野に入れること、基本施策3の取組9について、特別支援学級、通級指導教室の設置状況や看護師の配置拡充など、教育的ニーズへの対応は量的拡充に加え、校内体制の整備や教職員の研修の取組など、相談の質の向上を検討すること、基本施策7について、教職員の働き方改革や研修体制も量的指標の達成に偏重しすぎる傾向が見られ、質的向上に向けた視座が求められることから、「教職が魅力ある仕事である」と若い世代に実感されるような環境づくりを進めていくこと、また、全体的に、基本施策の指標の未達成の多さや令和5年度の実績値よりも低下している指標に注視すべきであると、指摘されています。

次に、社会教育部が担当しました社会教育基本計画に基づく点検・評価について御説明いたします。旭川市社会教育基本計画に基づく評価手法につきましては、基本目標ごとに設定した成果目標に対する活動指標及び成果指標を設定し、事業実績や事業参加者及び市民へのアンケート、学識経験者からの意見等を基にして客観的に検証いたしました。旭川市社会教育基本

	<p>計画に基づく評価結果ですが、令和4年度に実施した基本計画の中間見直しに伴い、中間見直しにおいて追加した項目を含めた124項目について検証しております。なお、令和5年度から設定した指標について、調査未実施等のものは達成状況には含めておりません。また、指標の扱いにつきましては、概ね学校教育部と同様となっております。次に、「成果指標」の達成状況は、「達成」が65、「未達成」が59となっております。「未達成」のうち令和5年度の実績値より向上したものが23、低下したものが36となっております。なお、各取組についての進捗状況や今後の方向性については、学校教育部同様、具体的に記述しております。この場では説明を省略させていただきます。</p> <p>次に、「学識経験者の意見」につきましては、社会教育分は、岩永啓司北海道教育大学准教授より御意見をいただきました。具体的なところをいくつか申し上げますと、各施設で参加者の利用状況に関するアンケート調査が充実してきていることは大変素晴らしく、利用者や参加者の声から事業内容や環境を整備するPDCAサイクルが軌道に乗ることで、市民全体へのニーズの把握にも繋がること、基本目標1について、様々な事情を抱えた市民やライフスタイルへの配慮として、対面式とオンライン式の併用を検討すること、基本目標2について、公立図書館の在り方は多くの自治体で検討され始めており、サービスの充実を図る一方で、人口規模に見合った適正な施設数を検討が必要だと感じていること、基本目標3について、事業を支えるボランティアではなく、自発的な意欲に基づく自主的なボランティアを増やすことが肝心であり、ボランティアに依存しない運営の在り方を模索する必要があること、基本目標4について、市民の芸術を愛好する心情が育まれるような機会を充実させること、基本目標5について、市民が地域の歴史や文化について学習する場や、地域の魅力を見つめ直すきっかけを増やし、地域への関心を高める取組を行うこと、以上のような御意見をいただきました。</p> <p>学校教育部及び社会教育部では、本報告書でまとめました達成状況や御意見を受け、今後の施策や事業などに反映させていきたいと考えております。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本案について御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「令和7年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」については、原案どおり決定するという事で御異議ありませんか。</p>
<p>各 委 員 教 育 長</p>	<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。 次に、議案第2号「令和8年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、説明願います。</p>
<p>学 務 課 長</p>	<p>教科用図書につきましては、小学校用については令和5年度に採択を行い、中学校用については令和6年度に採択したところです。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、政令で定める期間である4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することとされていることから、令和8年度に使用する小学校用教科用図書、中学校用教</p>

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>科用図書につきましては、現在使用している教科用図書を採択することについて、御審議いただきたいと思ひます。</p> <p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「令和8年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」については、原案どおり決定するというひことで御異議ありませんか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号については、原案どおり決定します。</p> <p>&lt;議案第4号「令和7年度旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について」&gt;</p> <p>令和7年8月28日から同年11月3日までを任期とする旭川市文化賞選考委員会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p>&lt;報告事項(5)「令和7年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」&gt;</p> <p>令和7年6月15日から同年7月31日までの受付期間における令和7年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について、報告を受けた。</p> <p>&lt;議案第5号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の委嘱について」&gt;</p> <p>令和7年9月1日から令和9年8月31日までを任期とする旭川市音楽堂等運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p>&lt;報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」&gt;</p> <p>令和7年7月26日から同年8月13日付旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」&gt;</p> <p>令和7年7月1日付けから同年7月24日付け旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p>&lt;報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」&gt;</p> <p>令和7年6月27日から同年8月7日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
--	--

<p>教 育 長</p>	<p>次に、報告事項（3）「いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について」、報告願います。</p>
<p>学校教育部主幹</p>	<p>本報告書は、令和6年11月に開催した定例教育委員会会議において御報告いたしました、広陵中学校で発生したいじめの重大事態に関する「生命心身財産重大事態調査（詳細調査）報告書」の概要版であり、調査結果の公表を希望する対象生徒及びその保護者の求めに応えるものです。この事案については、令和6年5月に、対象生徒が、生徒Aから悪口を言われ、言い争いになったことをきっかけに、生徒Aから蹴られたり押し倒されたりするとともに、腹部を蹴られ、首を押さえられており、医療機関を受診した結果、左前胸部及び右下腿打撲、頸椎捻挫、腰椎骨折と診断されたものです。作成にあたっては、「いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針」に基づき、「1 当該事案の概要」「2 調査組織及び調査機関」「3 いじめの定義等」「4 いじめの有無」「5 学校及び教育委員会の対応について」「6 当該事案への対処及び再発防止策について」の6項目で構成するとともに、一般の方のみならず特定の学校関係者等であっても個人識別できないよう配慮して整理しております。公表内容については、令和7年7月16日、教育委員会職員が対象生徒の保護者に説明し、了承を得ました。</p> <p>今後は、本会議での御説明を経て、9月開催予定の子育て文教常任委員会で報告し、その後、本市のホームページに6か月間掲載する予定となっております。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>本報告について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（3）「いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（7）「令和7年度全国学力・学習状況調査結果について」、報告願います。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>本件は、本年4月17日（木）を調査基準日として実施した当該調査に係り、7月22日（火）に文部科学省から提供された調査結果の概要について報告するものです。</p> <p>はじめに、当該調査の実施方法等について、前年度からの変更点を説明いたします。教科に関する調査においては、毎年実施の国語及び算数・数学に加え、3年ぶりに理科が実施されております。中学校理科では、共通問題6問及び実施日により異なる問題4問のほか、非公開問題16問の全26問により構成され、従来の印刷物によるPBT（Paper Based Testing）方式ではなく、オンラインによるCBT（Computer Based Testing）方式により行われるとともに、その結果については、IRTスコアにより表されております。</p> <p>IRTとは、PISA等の国際的な学力調査やTOEIC等の英語資格・検定試験で採用されているテスト理論であり、今回のように、異なる問題から構成される調査の結果を同じ尺度で比較できるようになっているものです。</p> <p>また、国からの調査結果の提供時期については、結果や分析を早期に教育現場へ還元し、教育指導の改善に迅速に役立てることを目的として、昨年度より2週間程度早まっております。</p>

道による結果の公表につきましては、前年度と同様に11月初旬予定と示されていますが、一層きめ細かく分かりやすい調査結果を示す観点から、市町村教育委員会が作成した分析結果や資料を道のホームページに掲載する形態に変更されることに伴い、本市における公表時期については、例年より時期を早めて10月末を予定しております。

なお、今後につきましては、令和8年度に、中学校の英語がC B T方式により実施され、令和9年度には、すべての教科がC B T方式に全面移行される予定となっております。前年度からの変更点に係る御説明は以上です。

続いて、「教科に関する調査」の結果について御説明します。資料1-1を御覧ください。本資料は、中学校理科以外の教科における本市、全道、全国の平均正答率と平均正答数を示したものです。小学校6年生については、国語科では、全道と比べ、平均正答率で0.3ポイント上回り、全国と比べ1.1ポイント下回っております。算数科では、全道と比べ0.6ポイント下回り、全国と比べ3.4ポイント下回っております。理科では、全道と比べ、0.4ポイント上回り、全国と比べ0.4ポイント下回っております。中学校3年生については、国語科では、全道と比べ、平均正答率で0.3ポイント下回り、全国と比べ0.6ポイント下回っております。数学科では、全道と比べ、平均正答率で0.8ポイント下回り、全国と比べ2.4ポイント下回っております。次に、資料1-2を御覧ください。中学校理科では、先ほど御説明申し上げたI R Tに基づいて、各設問の正誤パターンの状況から学力を推定し、500を規準とした得点で表されております。本市は、I R Tスコアが511となっており、全道と比べ6ポイント上回り、全国と比べ8ポイント上回っております。資料1-2の中段では、公開問題のうち共通する問題及び実施日による異なる問題の正答数をお示ししております。

次に、資料2を御覧ください。全道の平均正答率を100としたときの、本市の平均正答率の推移をお示したものです。なお、中学校理科については、全道のI R Tスコアを100と換算しております。前回の結果と比較しますと、小学校では、国語科、理科で下回り、算数科は同程度、中学校では、国語科で同程度、数学科で下回り、理科で上回る結果となりました。

資料3を御覧ください。こちらは全国の平均正答率を100としたときの推移です。なお、中学校理科については、全国のI R Tスコアを100と換算しております。前回の結果と比較しますと、小学校では、全教科で下回り、中学校では、理科で上回り、国語科及び数学科で下回る結果となりました。

資料4を御覧ください。上下2つのグラフは、本年度調査の各教科における本市の無解答の状況を全道及び全国と比較したもので、全道、全国の無解答率を100とした場合の本市の無解答率を示しております。なお、中学校理科については、公開問題についての無回答率を示しております。小学校では、全教科で、全道、全国より無回答率が低くなっております。中学校では、全教科で、全道、全国より無解答率が高くなっております。

本調査の結果につきましては、7月14日(月)に文部科学省から各学校に提供されており、現在、各学校において自校の調査結果の分析等が行われているところです。

本日は、全国学力・学習状況調査の本市の結果を速報として報告させてい

	<p>いただきましたが、現在、各教科の調査結果について、教職員と指導主事で構成するプロジェクトチームにおいて分析を行い、「指導の改善策」や「学力向上プリント集」、「授業ポイント集」等を作成しているところです。</p> <p>今後につきましては、「指導の改善策」等について、10月の教育委員会会議において御審議いただいたのち、本市のホームページへの掲載により、広くお知らせするとともに、学校向けポータルサイトの開設等により、各学校における活用を図ってまいります。</p>
<p>教 育 長 坂 田 委 員 伊 東 委 員</p>	<p>本案について御意見、御質問等がありますか。</p> <p>中学校になると無回答が増加しています。</p> <p>中学校の結果を見ますと、現中学3年生が小学6年生だったのは令和4年ですが、令和4年の結果では全道比で上回っていましたが、中学校に進学してから3年間で下がっています。</p>
<p>近 藤 委 員 教 育 長</p>	<p>旭川の子どもが苦手な分野が見受けられます。</p> <p>先ほども話があったように結果を各校で分析していますので、その結果を集約し、どこが弱いのか分析します。</p>
<p>教 育 指 導 課 長</p>	<p>平均正答数で大きく差が開いているわけではありませんが、結果をしっかりと分析し、授業改善していく必要があるものと考えています。</p>
<p>近 藤 委 員</p>	<p>ただ、中学校の理科が良かったというのは、だんだんと授業の仕方が変わり子どもたちが興味を持っているということだと思いますので、良かったと思います。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>ほかに、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(7)「令和7年度全国学力・学習状況調査結果について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>学 務 課 長</p>	<p>次に、取下げとなりました議案第3号「令和8年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、今後の対応について説明願います。</p> <p>はじめに、学校教育法附則第9条についてであります。教科用図書については、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない、と規定されている中、特別支援学校や特別支援学級などにおいては、それら以外の教科用図書を使用することができる、ということが規定されているものであります。</p> <p>また、先ほど議案第2号で御審議いただいた教科用図書と同様に、議案第3号における教科用図書についても、8月末日までに採択する必要があり、今回、議案として提出させていただいたところですが、時間的な制約から取り下げに至ったものであります。以下、説明いたします。</p> <p>先ほど、議案第2号において令和8年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書を採択いただきましたが、特別支援学級において当該教科用図書を使用することが適当でない場合、児童・生徒一人一人の障害の種類・程度、あるいは能力に応じた内容のものを教科用図書として使用することができるよう、例年、北海道教育委員会が採択した一般図書を旭川市においても採択しております。</p> <p>今年度も北海道教育委員会が採択する「令和8年度使用 小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用一般図書採択一覧」に掲載されている一般図</p>

<p>教 育 長</p>	<p>書を採択することについて御審議いただく予定であり、案の時点での一覧を資料としてお配りしましたが、現時点で北海道での採択がなされておられませんので、本議案については、一旦、取り下げとさせていただいたところ です。</p> <p>なお、北海道に確認しましたところ、今週中には採択の予定とのことでしたが、それを待って臨時教育委員会会議を開催して採択を行うことは、日程的に難しいことから、本件につきましては、教育長が臨時に代理し、9月の定例教育委員会会議において報告する、という処理で進めさせていただきたいと考えております。なお、北海道においては、この一覧のとおり、確認作業は進んでいると伺っております。</p> <p>特別支援学級で使用する教科書については、採択した教科書で足りない部分については、一般図書を使うということになっております。今回も北海道と同じものを採択しようということでしたが、現時点で北海道で採択されていないということで、議案を取り下げさせていただき、北海道の採択決定後、同じものを臨時代理で採択し、次回会議で内容について報告させていただくことで、御了承頂きますでしょうか。</p>
<p>各 委 員 長 教 育 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし。」と認め、そのように決定いたします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 育 長 各 委 員 長 教 育 長</p>	<p>本日の審議事項は以上ですが、他に何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和7年8月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>